静岡県都市公園条例の一部を改正する条例

新旧対照表

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改正前

別表第４（第11条関係）

２　有料公園施設
（１）静岡県草薙総合運動場
ア　野　球　場

利用区分				利用料金								備考
				午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	時間外		
				8時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで	18時から21時まで	13時から21時まで	8時30分から21時まで	18時までは1時間につき	18時以降は1時間につき	
入場料を徴収する場合	全部使用	アマチュア野球に使用する場合	一般	38,150円	38,150円	63,700円	44,600円	82,850円	108,350円	9,550円	14,850円	1　全部使用とは、会議室、報道用放送室及び照明設備を除いた野球場並びに附帯設備及び器具の使用をいう。 2　一部使用とは、グラウンド、ダッグアウト及び更衣室の使用をいう。 3　入場料を徴収してアマチュア野球以外に使用する場合の利用料金の額は、当該使用に係る入場料の徴収総額に100分の5を乗じて得た額が利用料金の欄に掲げる額を超えるときは、当該徴収総額に100分の5を乗じて得た額とする。
			生徒・児童	28,600円	28,600円	47,800円	33,450円	62,050円	81,250円	7,100円	11,150円	
		アマチュア野球以外に使用する場合		306,050円	306,050円	510,150円	357,050円	663,200円	867,300円	76,450円	119,000円	
入場料を徴収しない場合	全部使用	アマチュア野球に使用する場合	一般	15,250円	15,250円	25,450円	17,750円	33,100円	43,250円	3,800円	5,950円	
			生徒・児童	11,450円	11,450円	19,050円	13,300円	24,800円	32,400円	2,850円	4,400円	
		アマチュア野球以外に使用する場合		30,550円	30,550円	50,950円	35,600円	66,250円	86,650円	7,600円	11,850円	
	一部使用	アマチュア野球に使用する場合	一般	10,100円	10,100円	16,950円	11,850円	22,050円	28,800円	2,500円	3,950円	
			生徒・児童	7,600円	7,600円	12,650円	8,850円	16,550円	21,550円	1,900円	2,950円	

新　旧

対照表

改正後

別表第４（第11条関係）

２　有料公園施設使用料
（１）静岡県草薙総合運動場
ア　野　球　場

利用区分				利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 18時から21時まで	午後・夜間 13時から21時まで	全日 8時30分から21時まで	時間外 18時までは1時間につき	時間外 18時以降は1時間につき	備考
入場料を徴収する場合	全部使用	アマチュア野球に使用する場合	一般	40,840円	40,840円	68,070円	47,640円	88,480円	115,710円	10,210円	15,880円	1　全部使用とは、会議室、報道用放送室及び照明設備を除いた野球場並びに附帯設備及び器具の使用をいう。 2　一部使用とは、グラウンド、ダッグアウト及び更衣室の使用をいう。 3　入場料を徴収してアマチュア野球以外に使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る入場料の徴収総額に100分の5を乗じて得た額が使用料の欄に掲げる額を超えるときは、当該徴収総額に100分の5を乗じて得た額とする。
			生徒・児童	30,630円	30,630円	51,050円	35,730円	66,360円	86,780円	7,650円	11,910円	
		アマチュア野球以外に使用する場合		326,730円	326,730円	544,560円	381,190円	707,920円	925,750円	81,680円	127,060円	
入場料を徴収しない場合	全部使用	アマチュア野球に使用する場合	一般	16,330円	16,330円	27,230円	19,060円	35,390円	46,290円	4,080円	6,350円	
			生徒・児童	12,250円	12,250円	20,420円	14,290円	26,540円	34,710円	3,060円	4,760円	
		アマチュア野球以外に使用する場合		32,670円	32,670円	54,460円	38,120円	70,790円	92,580円	8,160円	12,700円	
	一部使用	アマチュア野球に使用する場合	一般	10,890円	10,890円	18,150円	12,700円	23,590円	30,850円	2,720円	4,230円	
			生徒・児童	8,160円	8,160円	13,610円	9,520円	17,680円	23,130円	2,040円	3,170円	

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

新　旧

改　正　前

イ　軟式野球場

利用区分		利用料金				備考
		6時から17時までは1単位につき	18時から21時まで	時間外		
				18時までは1時間につき	18時以降は1時間につき	
アマチュア野球に使用する場合	一般	2,400円	3,750円	860円	1,200円	6時から8時まで、8時から11時まで、11時から14時まで、14時から17時までをそれぞれ1単位とする。
	生徒・児童	1,700円	2,750円	660円	960円	
アマチュア野球以外に使用する場合		9,700円	14,700円	3,250円	4,850円	

対照表

改正後

イ　軟式野球場

利用区分		利用料金				備考
		6時から17時までは1単位につき	１８時から２１時まで	時間外		
				１８時までは１時間につき	１８時以降は１時間につき	
アマチュア野球に使用する場合	一般	2,570円	3,850円	860円	1,280円	6時から8時まで、8時から11時まで、11時から14時まで、14時から17時までをそれぞれ1単位とする。
	生徒・児童	1,920円	2,880円	660円	960円	
アマチュア野球以外に使用する場合		10,280円	15,400円	3,440円	5,120円	

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改正前

ウ　陸上競技場

利用区分				利用料金								備考
				午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	時間外		
				8時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで	18時から21時まで	13時から21時まで	8時30分から21時まで	18時までは1時間につき	18時以降は1時間につき	
入場料を徴収する場合	専用で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	39,600円	39,600円	79,300円	55,550円	95,150円	134,900円	9,900円	18,500円	1　競技会に使用する場合は、補助競技場、放送設備及び競技用器具の使用を含む。 2　入場料を徴収してアマチュアスポーツ以外に使用する場合の利用料金の額は、当該使用に係る入場料の徴収総額に100分の5を乗じて得た額が利用料金の欄に掲げる額を超えるときは、当該徴収総額に100分の5を乗じて得た額とする。
			生徒 児童 幼児	31,700円	31,700円	63,450円	44,400円	76,100円	107,850円	7,900円	14,800円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		317,550円	317,550円	635,100円	444,550円	762,150円	1,079,700円	79,350円	148,150円	
入場料を徴収しない場合	専用で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	15,800円	15,800円	31,700円	22,200円	38,000円	53,900円	3,950円	7,400円	
			生徒 児童 幼児	12,600円	12,600円	25,350円	17,700円	30,400円	43,100円	3,150円	5,900円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		31,700円	31,700円	63,450円	44,400円	76,100円	107,850円	7,900円	14,800円	
	専用で使用しない場合	一般		1人1回につき　150円　　回数券　20回券　2,450円								
		生徒・児童・幼児		1人1回につき　70円　　回数券　20回券　1,100円								

新　旧

対照表

改正後

ウ　陸上競技場

利用区分				利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 18時から21時まで	午後・夜間 13時から21時まで	全日 8時30分から21時まで	時間外 18時までは1時間につき	時間外 18時以降は1時間につき	備考
入場料を徴収する場合	専用で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	42,400円	42,400円	84,800円	59,360円	101,760円	144,160円	10,600円	19,780円	1 競技会に使用する場合は、補助競技場、放送設備及び競技用器具の使用を含む。 2 入場料を徴収してアマチュアスポーツ以外に使用する場合の利用料金の額は、当該使用に係る入場料の徴収総額に 100分の 5を乗じて得た額が利用料金の欄に掲げる額を超えるときは、 当該徴収総額に100分の5 を乗じて得た額とする。
			生徒 児童 幼児	33,920円	33,920円	67,840円	47,480円	81,400円	115,320円	8,480円	15,820円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		339,200円	339,200円	678,400円	474,880円	814,080円	1,153,280円	84,800円	158,290円	
入場料を徴収しない場合	専用で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	16,960円	16,960円	33,920円	23,740円	40,700円	57,660円	4,240円	7,910円	
			生徒 児童 幼児	13,560円	13,560円	27,130円	18,990円	32,550円	46,120円	3,390円	6,330円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		33,920円	33,920円	67,840円	47,480円	81,400円	115,320円	8,480円	15,820円	
	専用で使用しない場合	一般		1 人1 回につき 160円				回数券 20回券 2,560円				
		生徒・児童・幼児		1 人1 回につき 80円				回数券 20回券 1,280円				

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

新　旧

改　正　前

エ　補助競技場

利用区分		利用料金			
		午前	午後	昼間	時間外
		8 時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8 時30分から17時まで	1 時間につき
専用で使用する場合	一般	5,200円	5,200円	10,500円	1,300円
	生徒・児童・幼児	4,200円	4,200円	8,450円	1,050円
専用で使用しない場合	一般	1 人1 回につき　80円　　回数券　20回券　1,250円			
	生徒・児童・幼児	1 人1 回につき　40円　　回数券　20回券　660円			

対照表

改正後

エ　補助競技場

利用区分		利用料金			
		午前	午後	昼間	時間外
		8 時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8 時30分から17時まで	1 時間につき
専用で使用する場合	一般	5,620 円	5,620 円	11,240 円	1,400 円
	生徒・児童・幼児	4,490 円	4,490 円	8,990 円	1,120 円
専用で使用しない場合	一般	1 人1 回につき　90円　　回数券　20回券 1,440円			
	生徒・児童・幼児	1 人1 回につき　40円　　回数券　20回券　660円			

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改正前

オ　球　技　場

利用区分			利用料金							備考
			午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	時間外	
			8時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで	18時から21時まで	13時から21時まで	8時30分から21時まで	1時間につき	
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	28,050円	28,050円	46,800円	32,600円	60,750円	79,450円	5,850円	競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
		生徒・児童・幼児	22,400円	22,400円	37,350円	26,450円	48,850円	63,850円	4,650円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		281,200円	281,200円	468,650円	328,050円	609,300円	796,750円	58,550円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	11,150円	11,150円	18,550円	13,200円	24,350円	31,800円	2,300円	
		生徒・児童・幼児	8,350円	8,350円	14,000円	9,250円	17,600円	23,250円	1,700円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		28,050円	28,050円	46,800円	32,600円	60,750円	79,450円	5,850円	

カ　庭　球　場

利用区分	利用料金								備考
	早朝	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	薄暮	
	6時から8時30分まで	8時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで	17時から20時まで	13時から20時まで	8時30分から20時まで	17時から日没まで	
一般	820円	1,800円	1,800円	2,950円	1,050円	2,900円	4,050円	820円	1　1面についての料金とする。 2　競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む
生徒・児童	740円	1,250円	1,250円	2,250円	930円	2,200円	3,200円	740円	

新　旧

対照表

改正後

オ　球　技　場

利用区分			利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 18時から21時まで	午後・夜間 13時から21時まで	全日 8時30分から21時まで	時間外 1時間につき	備考
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ用場にする合	一般	29,770円	29,770円	49,620円	34,730円	64,500円	84,350円	5,950円	競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
		生徒・児童・幼児	23,810円	23,810円	39,690円	27,780円	51,590円	67,470円	4,760円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		297,700円	297,700円	496,200円	347,340円	645,040円	843,540円	59,540円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ用場にする合	一般	11,910円	11,910円	19,850円	13,890円	25,800円	33,740円	2,380円	
		生徒・児童・幼児	8,920円	8,920円	14,880円	10,410円	19,330円	25,290円	1,780円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		29,770円	29,770円	49,620円	34,730円	64,500円	84,350円	5,950円	

カ　庭　球　場

利用区分	利用料金 早朝 6時から8時30分まで	午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 17時から20時まで	午後・夜 13時から20時まで	全日 8時30分から20時まで	薄暮 17時から日没まで	備考
一般	990円	1,890円	1,890円	3,160円	1,320円	3,210円	4,480円	990円	1　1面についての料金とする。 2　競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
生徒・児童	740円	1,420円	1,420円	2,370円	990円	2,410円	3,360円	740円	

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

新　旧

改正前

キ　体　育　館

（ア）　メインフロア

利用区分			利用料金								備考
			午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	時間外		
			8時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで	18時から21時まで	13時から21時まで	8時30分から21時まで	18時までは1時間につき	18時以降は1時間につき	
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	55,000円	55,000円	91,600円	64,100円	119,100円	155,800円	13,700円	21,300円	1　競技場の半面を使用する場合にあっては利用料金の半額、4分の1面を使用する場合にあつては利用料金の4分の1の額とする。 2　競技会に使用する場合は、放送設備、大会運営室1及び競技用器具の使用を含む。
		生徒・児童・幼児	27,500円	27,500円	45,800円	32,000円	59,500円	77,900円	6,800円	10,600円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場の額が1,999円以下の場合	55,000円	55,000円	91,600円	64,100円	119,100円	155,800円	13,700円	21,300円	
		入場料の額が2,000円以上2,999円以下の場合	110,000円	110,000円	183,300円	128,300円	238,300円	311,600円	27,500円	42,700円	
		入場料の額が3,000円以上3,999円以下の場合	220,000円	220,000円	366,600円	256,600円	476,600円	623,300円	55,000円	85,500円	
		入場料の額が4,000円以上の場合	440,000円	440,000円	733,300円	513,300円	953,300円	1,246,600円	110,000円	171,100円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	22,000円	22,000円	36,600円	25,600円	47,600円	62,300円	5,500円	8,500円	
		生徒・児童・幼児	11,000円	11,000円	18,300円	12,800円	23,800円	31,100円	2,700円	4,200円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一般	55,000円	55,000円	91,600円	64,100円	119,100円	155,800円	13,700円	21,300円	
		生徒・児童・幼児	27,500円	27,500円	45,800円	32,000円	59,500円	77,900円	6,800円	10,600円	

対照表

改正後

キ　体　育　館
（ア）　メインフロア

利用区分			利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 18時から21時まで	午後・夜 13時から21時まで	全時間 8時30分から21時まで	時間外 18時までは1時間につき	時間外 18時以降は1時間につき	備考
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	58,740円	58,740円	97,900円	68,530円	127,270円	166,430円	14,680円	22,840円	1　競技場の半面を使用する場合にあつては利用料金の半額、4分の1面を使用する場合にあつては利用料金の4分の1の額とする。 2　競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
		生徒・児童・幼児	29,370円	29,370円	48,950円	34,260円	63,630円	83,210円	7,340円	11,420円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料の額が1,999円以下の場合	58,740円	58,740円	97,900円	68,530円	127,270円	166,430円	14,680円	22,840円	
		入場料の額が2,000円以上2,999円以下の場合	117,480円	117,480円	195,800円	137,060円	254,540円	332,860円	29,370円	45,680円	
		入場料の額が3,000円以上3,999円以下の場合	234,900円	234,900円	391,600円	274,120円	509,020円	665,720円	58,720円	91,370円	
		入場料の額が4,000円以上の場合	469,920円	469,920円	783,200円	548,240円	1,018,160円	1,331,440円	117,480円	182,740円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	23,490円	23,490円	39,160円	27,410円	50,900円	66,570円	5,870円	9,130円	
		生徒・児童・幼児	11,740円	11,740円	19,580円	13,700円	25,440円	33,280円	2,930円	4,560円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一般	58,740円	58,740円	97,900円	68,530円	127,270円	166,430円	14,680円	22,840円	
		生徒・児童・幼児	29,370円	29,370円	48,950円	34,260円	63,630円	83,210円	7,340円	11,420円	

新　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改正前

（イ）　サブフロア

利用区分				利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 18時から21時まで	午後・夜間 13時から21時まで	全日 8時30分から21時まで	時間外 18時までは1時間につき	時間外 18時以降は1時間につき	備考
専用で使用する場合	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	6,400円	6,400円	10,650円	7,450円	13,900円	18,150円	1,550円	2,450円	競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
			生徒・児童・幼児	3,200円	3,200円	5,300円	3,700円	6,900円	9,050円	790円	1,200円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場の額が1,999円以下の場合	6,400円	6,400円	10,650円	7,450円	13,900円	18,150円	1,550円	2,450円	
			入場料の額が2,000円以上2,999円以下の場合	12,800円	12,800円	21,350円	14,950円	27,800円	36,350円	3,200円	4,950円	
			入場料の額が3,000円以上3,999円以下の場合	25,650円	25,650円	42,750円	29,900円	55,600円	72,700円	6,400円	9,950円	
			入場料の額が4,000円以上の場合	51,300円	51,300円	85,550円	59,850円	111,200円	145,400円	12,800円	19,950円	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	2,500円	2,500円	4,250円	2,950円	5,550円	7,200円	640円	990円	
			生徒・児童・幼児	1,250円	1,250円	2,100円	1,450円	2,750円	3,600円	310円	490円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一般	6,400円	6,400円	10,650円	7,450円	13,900円	18,150円	1,550円	2,450円	
			生徒・児童・幼児	3,200円	3,200円	5,300円	3,700円	6,900円	9,050円	790円	1,200円	
専用で使用しない場合			一般	1人1回につき　150円　回数券　20回券　2,450円								
			生徒・児童・幼児	1人1回につき　70円　回数券　20回券　1,100円								

対照表

改正後

（イ）　サブフロア

利用区分				利用料金								備考
				午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	時間外		
				8時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで	18時から21時まで	13時から21時まで	8時30分から21時まで	18時までは1時間につき	18時以降は1時間につき	
専用で使用する場合	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	6,820円	6,820円	11,370円	7,950円	14,770円	19,320円	1,700円	2,650円	競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
			生徒・児童・幼児	3,410円	3,410円	5,680円	3,970円	7,380円	9,650円	850円	1,320円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場の額が1,999円以下の場合	6,820円	6,820円	11,370円	7,950円	14,770円	19,320円	1,700円	2,650円	
			入場料の額が2,000円以上2,999円以下の場合	13,650円	13,650円	22,750円	15,920円	29,570円	38,670円	3,410円	5,300円	
			入場料の額が3,000円以上3,999円以下の場合	27,300円	27,300円	45,500円	31,850円	59,150円	77,350円	6,820円	10,610円	
			入場料の額が4,000円以上の場合	54,600円	54,600円	91,000円	63,700円	118,300円	154,700円	13,650円	21,230円	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	2,730円	2,730円	4,550円	3,180円	5,910円	7,730円	680円	1,060円	
			生徒・児童・幼児	1,360円	1,360円	2,270円	1,580円	2,940円	3,850円	340円	520円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一般	6,820円	6,820円	11,370円	7,950円	14,770円	19,320円	1,700円	2,650円	
			生徒・児童・幼児	3,410円	3,410円	5,680円	3,970円	7,380円	9,650円	850円	1,320円	
専用で使用しない場合			一般	1人1回につき　160円　回数券　20回券　2,560円								
			生徒・児童・幼児	1人1回につき　80円　回数券　20回券　1,280円								

新　　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改　　正　　前

ク　トレーニング場

利　用　区　分	利　用　料　金
一　　般	1 人1 回につき 180円　　回数券　12回券　1,850円
生　徒　・　児　童	1 人1 回につき 140円　　回数券　12回券　1,400円

ケ　水　泳　場

利　用　区　分					利　用　料　金	備　考
専用で使用する場合		6月 1日から 9月30日まで	一　般		1 時間につき　2,300円	競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
			生徒・児童・幼児		1 時間につき　1,800円	
		10月 1日から 5月31日まで	一　般		1 時間につき　5,850円	
			生徒・児童・幼児		1 時間につき　4,450円	
専用で使用しない場合	個人	6 月1 日から9 月30日まで	一　般		1 回につき　220円 回数券12回券　2,250円	
			生徒	高　校　生		
			生徒	中　学　生	1 回につき　150円 回数券12回券　1,500円	
			児　童			
		10月1 日から5 月31日まで	一　般		1 回につき　390円 回数券12回券　3,950円	
			生徒	高　校　生		
			生徒	中　学　生	1 回につき　260円 回数券12回券　2,650円	
			児　童			
	団体	30人以上100 人未満			1人につき個人の所定料金に10分の7 を乗じて得た額	
		100 人以上			1人につき個人の所定料金に10分の5 を乗じて得た額	

対　　照　　表

改　　正　　後

ク　トレーニング場

利　用　区　分	利　用　料　金
一　　般	1 人1 回につき 190円　　回数券　12回券　1,900円
生　徒　・　児　童	1 人1 回につき 140円　　回数券　12回券　1,400円

ケ　水　泳　場

利　用　区　分					利　用　料　金	備　考
専用で使用する場合		6月 1日から 9月30日まで	一　般		1 時間につき　2,460円	競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
			生徒・児童・幼児		1 時間につき　1,840円	
		10月 1日から 5月31日まで	一　般		1 時間につき　6,150円	
			生徒・児童・幼児		1 時間につき　4,610円	
専用で使用しない場合	個人	6 月1 日から9 月30日まで	一　般		1 回につき　240円 回数券12回券　2,400円	
			生徒	高　校　生		
			生徒	中　学　生	1 回につき　160円 回数券12回券　1,600円	
			児　童			
		10月1 日から5 月31日まで	一　般		1 回につき　420円 回数券12回券　4,200円	
			生徒	高　校　生		
			生徒	中　学　生	1 回につき　290円 回数券12回券　2,900円	
			児　童			
	団体	30人以上100 人未満			1人につき個人の所定料金に10分の7 を乗じて得た額	
		100 人以上			1人につき個人の所定料金に10分の5 を乗じて得た額	

新　　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改　　正　　前

コ　屋内運動場

利用区分		利用料金	備考
アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき　5,800円	運動場の半面を使用する場合は、利用料金の半額とする。
	生徒・児童・幼児	1時間につき　4,300円	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1時間につき　14,450円	

サ　附帯設備及び器具

（ア）野球場及び軟式野球場

区分			単位	利用料金	備考
照明設備	野球場	アマチュア野球に使用する場合	全灯　1時間	17,950円	
			2分の1灯　1時間	8,950円	
			4分の1灯　1時間	4,450円	
		アマチュア野球以外に使用する場合	1時間	129,850円	
	軟式野球場	アマチュア野球に使用する場合	1時間	4,150円	
		アマチュア野球以外に使用する場合	1時間	32,400円	
スコアボード			1回	6,550円	
投球練習場			1か所　1時間	290円	単独で使用する場合に適用する。

(イ) 陸上競技場

区分		単位	利用料金
電光表示盤		1時間	2,900円
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯　1時間	62,800円
		2分の1灯　1時間	31,400円
		3分の1灯　1時間	20,900円
		補助灯　1時間	4,750円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間	209,500円

対　　照　　表

改　　正　　後

コ　屋内運動場

利用区分		利用料金	備考
アマチュアスポーツに使用する場合	一般	１時間につき　6,210円	運動場の半面を使用する場合は、利用料金の半額とする。
	生徒・児童・幼児	１時間につき　4,650円	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		１時間につき　15,520円	

サ　附帯設備及び器具

（ア）野球場及び軟式野球場

区分			単位	利用料金	備考
照明設備	野球場	アマチュア野球に使用する場合	全灯　1時間	19,200円	
			２分の１灯　１時間	9,570円	
			４分の１灯　１時間	4,760円	
		アマチュア野球以外に使用する場合	１時間	138,930円	
	軟式野球場	アマチュア野球に使用する場合	1　時間	4,440円	
		アマチュア野球以外に使用する場合	1　時間	34,660円	
スコアボード			1　回	7,000円	
投球練習場			１か所　1　時間	310円	単独で使用する場合に適用する。

(イ) 陸上競技場

区分		単位	利用料金
電光表示盤		1　時間	3,100円
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯　1　時間	67,190円
		2 分の1 灯　1　時間	33,590円
		3 分の1 灯　1　時間	22,360円
		補助灯　1　時間	5,080円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1　時間	224,160円

新　　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改　　正　　前

(ｳ) 球　技　場

区分		単位	利用料金
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯　1 時間	24,050円
		2 分の1 灯　1 時間	12,000円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1 時間	79,550円

(ｴ) 庭　球　場

区分	単位	利用料金
照明設備	1 面　1 時間	510円

(ｵ) 体　育　館

区分				単位	利用料金	
電光表示盤				1 基　1 時間	360円	
照明設備	メインフロア	アマチュアスポーツに使用する場合	全面	全灯及びセンターコート照明　1時間	1,700円	メインフロアの競技場の半面を使用する場合にあっては、4分の1面の利用料金の2倍の額とする。
				全灯　1時間	1,600円	
				2分の1灯　1時間	810円	
				4分の1灯　1時間	400円	
			4分の1面	全灯　1時間	400円	
				2分の1灯　1時間	200円	
				4分の1灯　1時間	100円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全面	全灯及びセンターコート照明　1時間	17,300円	
				全灯　1時間	16,250円	
				2分の1灯　1時間	8,100円	
				4分の1灯　1時間	4,050円	
			4分の1面	全灯　1時間	4,050円	
				2分の1灯　1時間	2,000円	
				4分の1灯　1時間	1,000円	
	サブフロア	アマチュアスポーツに使用する場合		全灯　1時間	300円	
				2分の1灯　1時間	150円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		全灯　1時間	3,050円	
				2分の1灯　1時間	1,500円	
冷暖房設備	メインフロア			1 時間	12,700円	
	サブフロア			1時間	2,500円	

対　　照　　表

改　　正　　後

(ｳ) 球　技　場

区　　分		単　　位	利　用　料　金
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯　1 時間	25,730 円
		2 分の1 灯　1 時間	12,840 円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1 時間	85,110 円

(ｴ) 庭　球　場

区　　分	単　　位	利　用　料　金
照　明　設　備	1 面　1 時間	540円

(ｵ) 体　育　館

区　　分				単　　位	利用料金	
電　光　表　示　盤				1 基　1 時間	380円	
照明設備	メインフロア	アマチュアスポーツに使用する場合	全面	全灯及びセンターコート照明　1時間	1,810 円	メインフロアの競技場の半面を使用する場合にあっては、4分の1面の利用料金の2倍の額とする。
				全灯　1時間	1,710 円	
				2分の1灯　1時間	860 円	
				4分の1灯　1時間	420 円	
			4分の1面	全灯　1時間	420 円	
				2分の1灯　1時間	210 円	
				4分の1灯　1時間	100 円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全面	全灯及びセンターコート照明　1時間	18,510円	
				全灯　1時間	17,380円	
				2分の1灯　1時間	8,660円	
				4分の1灯　1時間	4,330円	
			4分の1面	全灯　1時間	4,330円	
				2分の1灯　1時間	2,140円	
				4分の1灯　1時間	1,070円	
	サブフロア	アマチュアスポーツに使用する場合		全灯　1時間	320円	
				2分の1灯　1時間	160円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		全灯　1時間	3,260円	
				2分の1灯　1時間	1,600円	
冷暖房設備	メインフロア			1 時間	13,580円	
	サブフロア			1時間	2,670円	

新　　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改　　正　　前

(ｶ) 水　泳　場

区　　分	単　　位	利　用　料　金	備　　考
照　明　設　備	1 時間	580円	専用で使用する場合に適用する。

（キ）屋内運動場

区　　分		単　　位	利　用　料　金
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯　1時間	8,550円
		２分の１灯　1時間	4,250円
		４分の１灯　1時間	2,100円
		８分の１灯　1時間	1,000円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間	85,850円

（ク）そ　の　他

区　　分	単　　位	利　用　料　金
放　送　設　備	1 回	2,300円
報道用放送設備	1 室　1 回	2,300円
その他の設備及び器具	知事が定める計算単位	6,850 円以内で知事が別に定める額

対　　照　　表

改　　正　　後

(ｶ) 水　泳　場

区　　分	単　　位	利　用　料　金	備　　考
照　　明　　設　　備	1 時間	620円	専用で使用する場合に適用する。

（キ）屋内運動場

区　　分		単　　位	利　用　料　金
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯　　1時間	9,140 円
		２分の１灯　　1時間	4,540 円
		４分の１灯　　1時間	2,240 円
		８分の１灯　　1時間	1,070 円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間	91,850 円

(ｸ) そ　の　他

区　　分	単　　位	利　用　料　金
放　　送　　設　　備	1　回	2,460 円
報 道 用 放 送 設 備	1　室　　1　回	2,460 円
そ の 他 の 設 備 及 び 器 具	知事が定める計算単位	6,850 円以内で知事が別に定める額

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改正前

(2) 遠州灘海浜公園
ア　球　技　場

利用区分			利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	時間外 1時間につき	備考
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	28,050円	28,050円	46,800円	5,850円	競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
		生徒・児童・幼児	22,400円	22,400円	37,350円	4,650円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		281,200円	281,200円	468,650円	58,550円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	11,150円	11,150円	18,550円	2,300円	
		生徒・児童・幼児	8,350円	8,350円	14,000円	1,700円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		28,050円	28,050円	46,800円	5,850円	

イ　附帯設備及び器具

区分	単位	利用料金
電光表示盤	1日	3,750円
	半日	1,850円
放送設備	1回	2,300円
その他の設備及び器具	知事が定める計算単位	820円以内で知事が別に定める額

新旧

対照表

改正後

(2) 遠州灘海浜公園

ア　球　技　場

利用区分			利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	利用料金 午後 13時から17時まで	利用料金 昼間 8時30分から17時まで	利用料金 時間外 1時間につき	備考
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	29,770円	29,770円	49,620円	5,950円	競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
		生徒・児童・幼児	22,410円	22,410円	37,350円	4,650円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		297,700円	297,700円	496,200円	59,540円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	11,910円	11,910円	19,850円	2,380円	
		生徒・児童・幼児	8,920円	8,920円	14,880円	1,780円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		29,770円	29,770円	49,620円	5,950円	

イ　附帯設備及び器具

区分	単位	利用料金
電光表示盤	1日	4,010円
	半日	1,970円
放送設備	1回	2,460円
その他の設備及び器具	知事が定める計算単位	820円以内で知事が別に定める額

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号））

新

旧

改正前

(3) 愛鷹広域公園

ア　野　球　場

利用区分				利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 18時から21時まで	午後・夜間 13時から21時まで	全日 8時30分から21時まで	時間外 18時までは1時間につき	時間外 18時以降は1時間につき	備考
入場料を徴収する場合	全部使用	アマチュア野球に使用する場合	一般	35,150円	35,150円	58,650円	41,000円	76,200円	99,700円	8,800円	13,650円	1 全部使用とは、会議室、報道用放送室及び照明設備を除いた野球場並びに附帯設備及び器具の使用をいう。 2 一部使用とは、グラウンド、ダッグアウト及び更衣室の使用をいう。 3 入場料を徴収してアマチュア野球以外に使用する場合の利用料金の額は、当該使用に係る入場料の徴収総額に100 分の5 を乗じて得た額が利用料金の欄に掲げる額を超えるときは、当該徴収総額に100 分の5 を乗じて得た額とする。
			生徒・児童	26,350円	26,350円	44,000円	30,800円	57,150円	74,800円	6,600円	10,250円	
		アマチュア野球以外に使用する場合		281,700円	281,700円	469,500円	328,650円	610,350円	798,200円	70,400円	109,550円	
入場料を徴収しない場合	全部使用	アマチュア野球に使用する場合	一般	14,050円	14,050円	23,450円	16,350円	30,450円	39,850円	3,550円	5,500円	
			生徒・児童	10,500円	10,500円	17,550円	12,300円	22,850円	29,850円	2,600円	4,100円	
		アマチュア野球以外に使用する場合		28,150円	28,150円	46,950円	32,800円	61,000円	79,800円	7,050円	11,000円	
	一部使用	アマチュア野球に使用する場合	一般	9,350円	9,350円	15,600円	10,900円	20,300円	26,550円	2,350円	3,650円	
			生徒・児童	7,000円	7,000円	11,700円	8,150円	15,200円	19,900円	1,750円	2,750円	

対照表

改正後

(3) 愛鷹広域公園

ア　野　球　場

利用区分				利用料金								備考
				午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	時間外		
				8 時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8 時30分から17時まで	18時から21時まで	13時から21時まで	8 時30分から21時まで	18時までは1 時間につき	18時以降は1 時間につき	
入場料を徴収する場合	全部使用	アマチュア野球に使用する場合	一般	37,630円	37,630円	62,720円	43,900円	81,530円	106,620円	9,400円	14,630円	1 全部使用とは、会議室、報道用放送室及び照明設備を除いた野球場並びに附帯設備及び器具の使用をいう。 2 一部使用とは、グラウンド、ダッグアウト及び更衣室の使用をいう。 3 入場料を徴収してアマチュア野球以外に使用する場合の利用料金の額は、当該使用に係る入場料の徴収総額に100 分の5 を乗じて得た額が利用料金の欄に掲げる額を超えるときは、当該徴収総額に100 分の5 を乗じて得た額とする。
			生徒・児童	30,100円	30,100円	50,170円	35,110円	65,210円	85,280円	7,520円	11,700円	
		アマチュア野球以外に使用する場合		301,050円	301,050円	501,760円	351,230円	652,280円	852,990円	75,260円	117,070円	
入場料を徴収しない場合	全部使用	アマチュア野球に使用する場合	一般	15,050円	15,050円	25,090円	17,560円	32,610円	42,650円	3,760円	5,850円	
			生徒・児童	11,280円	11,280円	18,810円	13,160円	24,440円	31,970円	2,820円	4,380円	
		アマチュア野球以外に使用する場合		30,100円	30,100円	50,180円	35,120円	65,220円	85,300円	7,520円	11,700円	
	一部使用	アマチュア野球に使用する場合	一般	10,030円	10,030円	16,720円	11,700円	21,730円	28,420円	2,500円	3,900円	
			生徒・児童	7,520円	7,520円	12,540円	8,770円	16,290円	21,310円	1,880円	2,920円	

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

新　旧

改正前

イ　多目的競技場

利用区分				利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 18時から21時まで	午後・夜間 13時から21時まで	全日 8時30分から21時まで	時間 18時までは1時間につき	時間 18時以降は1時間につき	備考
入場料を徴収する場合	専用で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	39,600円	39,600円	79,300円	55,550円	95,150円	134,900円	9,900円	18,500円	1 競技会に使用する場合は放送設備及び競技用器具の使用を含み、陸上競技の競技会に使用する場合はスポーツ広場の使用も含む。 2 入場料を徴収してアマチュアスポーツ以外に使用する場合の利用料金の額は、当該使用に係る入場料の徴収総額に100分の5を乗じて得た額が利用料金の欄に掲げる額を超えるときは、当該徴収総額に100分の5を乗じて得た額とする。
			生徒・児童・幼児	31,700円	31,700円	63,450円	44,400円	76,100円	107,850円	7,900円	14,800円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		317,550円	317,550円	635,100円	444,550円	762,150円	1,079,700円	79,350円	148,150円	
入場料を徴収しない場合	専用で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	15,800円	15,800円	31,700円	22,200円	38,000円	53,900円	3,950円	7,400円	
			生徒・児童・幼児	12,600円	12,600円	25,350円	17,700円	30,400円	43,100円	3,150円	5,900円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		31,700円	31,700円	63,450円	44,400円	76,100円	107,850円	7,900円	14,800円	
	専用で使用しない場合	一般		1人1回につき 150円					回数券 20回券 2,450円			
		生徒・児童・幼児		1人1回につき 70円					回数券 20回券 1,100円			

対照表

改正後

イ　多目的競技場

利用区分				利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 18時から21時まで	午後・夜間 13時から21時まで	全日 8時30分から21時まで	時間 18時までは1時間につき	時間 18時以降は1時間につき	備考
入場料を徴収する場合	専用で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	42,400円	42,400円	84,800円	59,360円	101,760円	144,160円	10,600円	19,780円	1 競技会に使用する場合は放送設備及び競技用器具の使用を含み、陸上競技の競技会に使用する場合はスポーツ広場の使用も含む。 2 入場料を徴収してアマチュアスポーツ以外に使用する場合の利用料金の額は、当該使用に係る入場料の徴収総額に100分の5を乗じて得た額が利用料金の欄に掲げる額を超えるときは、当該徴収総額に100分の5を乗じて得た額とする。
			生徒・児童・幼児	33,920円	33,920円	67,840円	47,480円	81,400円	115,320円	8,480円	15,820円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		339,200円	339,200円	678,400円	474,880円	814,080円	1,153,280円	84,800円	158,290円	
入場料を徴収しない場合	専用で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	16,960円	16,960円	33,920円	23,740円	40,700円	57,660円	4,240円	7,910円	
			生徒・児童・幼児	13,560円	13,560円	27,130円	18,990円	32,550円	46,120円	3,390円	6,330円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		33,920円	33,920円	67,840円	47,480円	81,400円	115,320円	8,480円	15,820円	
	専用で使用しない場合	一般		1人1回につき 160円					回数券 20回券 2,560円			
		生徒・児童・幼児		1人1回につき 80円					回数券 20回券 1,280円			

新　　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改　正　前

ウ　スポーツ広場

利用区分		利用料金			
		午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	時間外 1時間につき
専用で使用する場合	一般	5,200円	5,200円	10,500円	1,300円
	生徒・児童・幼児	4,200円	4,200円	8,450円	1,050円
専用で使用しない場合	一般	1人1回につき　80円　　回数券　20回券　1,250円			
	生徒・児童・幼児	1人1回につき　40円　　回数券　20回券　660円			

対　照　表

改　正　後

ウ　スポーツ広場

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利　用　区　分</td><td colspan="4">利　用　料　金</td></tr>
<tr><td>午　前
8 時 30 分から 12 時 30 分まで</td><td>午　後
13 時から 17 時まで</td><td>昼　間
8 時 30 分から 17 時まで</td><td>時間外
1 時間につき</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専用で使用する場合</td><td>一　般</td><td>5,620 円</td><td>5,620 円</td><td>11,240 円</td><td>1,400 円</td></tr>
<tr><td>生徒・児童・幼児</td><td>4,490 円</td><td>4,490 円</td><td>8,990 円</td><td>1,120 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専用で使用しない場合</td><td>一　般</td><td colspan="4">1 人 1 回につき　90 円　　回数券　20 回券 1,440 円</td></tr>
<tr><td>生徒・児童・幼児</td><td colspan="4">1 人 1 回につき　40 円　　回数券　20 回券　660 円</td></tr>
</table>

新　　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改　　正　　前

エ　附帯設備及び器具

(ｱ) 野　球　場

区分		単位		利用料金	備考
照明設備	アマチュア野球に使用する場合	全灯	1 時間	17,950 円	
		２分の１灯	1 時間	8,950 円	
		４分の１灯	1 時間	4,450 円	
	アマチュア野球以外に使用する場合		1 時間	129,850 円	
スコアボード			1 回	7,200 円	
投球練習場		１か所	1 時間	290 円	単独で使用する場合に適用する。

(イ)多目的競技場

区分		単位		利用料金
電光表示盤			１時間	2,900 円
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯	１時間	41,850 円
		２分の１灯	１時間	20,900 円
		４分の１灯	１時間	10,400 円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		１時間	139,300 円

(ｳ)　そ　の　他

区分	単位		利用料金
放送設備		1 回	2,300 円
報道用放送設備	1 室	1 回	2,300 円
その他の設備及び器具	知事が定める計算単位		6,850 円以内で知事が別に定める額

対　　照　　表

改　　正　　後

エ　附帯設備及び器具

(ｱ) 野　球　場

区　　分		単　　位		利用料金	備　　考
照明設備	アマチュア野球に使用する場合	全灯	1 時間	19,200 円	
		２分の１灯	1 時間	9,570 円	
		４分の１灯	1 時間	4,760 円	
	アマチュア野球以外に使用する場合		1 時間	138,930 円	
スコアボード			1 回	7,700 円	
投球練習場		1か所	1 時間	310 円	単独で使用する場合に適用する。

(イ)多目的競技場

区　　分		単　　位		利用料金
電光表示盤			1時間	3,100 円
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯	1時間	44,770 円
		２分の１灯	1時間	22,360 円
		４分の１灯	1時間	11,120 円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1時間	149,050 円

(ｳ)　そ　の　他

区　　分	単　　位	利用料金
放送設備	1 回	2,460 円
報道用放送設備	1 室　1 回	2,460 円
その他の設備及び器具	知事が定める計算単位	6,850 円以内で知事が別に定める額

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

新

(5)　小笠山総合運動公園

ア　静岡スタジアム

利用区分				利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 18時から21時まで	午後・夜間 13時から21時まで	全日 8時30分から21時まで	時間外 18時までは1時間につき	時間外 18時以降は1時間につき	備考
専用で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	スタンドを使用しない場合及び1層目メインスタンドを使用する場合	30,850円	30,850円	61,750円	43,200円	74,100円	105,050円	7,650円	14,350円	1　競技会に使用する場合は、補助競技場、投てき練習場、放送設備、大会運営室2室及び更衣室2室の使用を含む。 2　入場料を徴収しないで競技会に使用する場合は、競技用器具の使用を含む。 3　入場料を徴収して使用する場合の利用料金の額は、利用料金の欄に掲る額に、当該使用に係る入場料の徴収総額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（アマチュアスポーツ以外に使用する場合であつて、その
			1層目メインスタンド及び1層目バックスタンドを使用する場合	43,150円	43,150円	86,400円	60,500円	103,650円	146,900円	10,700円	20,150円	
			1層目の全スタンドを使用する場合	57,050円	57,050円	114,150円	79,900円	136,950円	194,050円	14,200円	26,550円	
			1層目及び2層目の全スタンドを使用する場合	100,450円	100,450円	201,000円	140,650円	241,150円	341,700円	25,050円	46,850円	
		生徒・児童・幼児	スタンドを使用しない場合及び1層目メインスタンドを使用する場合	15,400円	15,400円	30,850円	21,550円	37,050円	52,500円	3,800円	7,100円	
			1層目メインスタンド及び1層目バックスタンドを使用する場合	21,500円	21,500円	43,150円	30,150円	51,800円	73,400円	5,300円	10,000円	
			1層目の全スタンドを使用する場合	28,500円	28,500円	57,050円	39,900円	68,450円	97,000円	7,050円	13,250円	
			1層目及び2層目の全スタンドを使用する場合	50,200円	50,200円	100,450円	70,300円	120,500円	170,850円	12,450円	23,350円	

旧

改正前

対照表

改正後

(5)　小笠山総合運動公園

ア　静岡スタジアム

利用区分				利用料金								備考
				午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	時間外		
				8時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで	18時から21時まで	13時から21時まで	8時30分から21時まで	18時までは1時間につき	18時以降は1時間につき	
専用で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	スタンドを使用しない場合及び1層目メインスタンドを使用する場合	33,030円	33,030円	66,070円	46,240円	79,270円	112,310円	8,250円	15,410円	1　競技会に使用する場合は、補助競技場、投てき練習場、放送設備、大会運営室2室及び更衣室2室の使用を含む。 2　入場料を徴収しないで競技会に使用する場合は、競技用器具の使用を含む。 3　入場料を徴収して使用する場合の利用料金の額は、利用料金の欄に掲る額に、当該使用に係る入場料の徴収総額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（アマチュアスポーツ以外に使用する場合であつて、その
			1層目メインスタンド及び1層目バックスタンドを使用する場合	46,960円	46,960円	93,920円	65,740円	112,700円	159,660円	11,740円	21,910円	
			1層目の全スタンドを使用する場合	62,550円	62,550円	125,100円	87,570円	150,120円	212,670円	15,630円	29,190円	
			1層目及び2層目の全スタンドを使用する場合	110,750円	110,750円	221,500円	155,050円	265,800円	376,550円	27,680円	51,680円	
		生徒・児童・幼児	スタンドを使用しない場合及び1層目メインスタンドを使用する場合	16,510円	16,510円	33,030円	23,120円	39,630円	56,150円	4,120円	7,700円	
			1層目メインスタンド及び1層目バックスタンドを使用する場合	23,480円	23,480円	46,960円	32,870円	56,350円	79,830円	5,870円	10,950円	
			1層目の全スタンドを使用する場合	31,270円	31,270円	62,550円	43,780円	75,050円	106,330円	7,810円	14,590円	
			1層目及び2層目の全スタンドを使用する場合	55,370円	55,370円	110,750円	77,520円	132,890円	188,270円	13,840円	25,840円	

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

			新								旧
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	スタンドを使用しない場合及び1層目メインスタンドを使用する場合	61,750円	61,750円	123,550円	86,500円	148,250円	210,100円	15,400円	28,750円	額が804,100円に満たないときは、804,100円）とする。
		1層目メインスタンド及び1層目バックスタンドを使用する場合	86,400円	86,400円	172,800円	121,000円	207,400円	293,800円	21,500円	40,300円	
		1層目の全スタンドを使用する場合	114,150円	114,150円	228,350円	159,850円	274,000円	388,200円	28,500円	53,250円	
		1層目及び2層目の全スタンドを使用する場合	201,000円	201,000円	402,050円	281,400円	482,450円	683,450円	50,200円	93,800円	
専用で使用しない場合	一般		1人1回につき　200円　　回数券　20回券　3,300円								
	生徒・児童・幼児		1人1回につき　100円　　回数券　20回券　1,600円								

改正前

対照表

改正後

	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	スタンドを使用しない場合及び1層目メインスタンドを使用する場合	66,060円	66,060円	132,140円	92,490円	158,550円	224,630円	16,510円	30,830円	額が886,000円に満たないときは、886,000円）とする。
		1層目メインスタンド及び1層目バックスタンドを使用する場合	93,920円	93,920円	187,840円	131,480円	225,400円	319,320円	23,480円	43,820円	
		1層目の全スタンドを使用する場合	125,100円	125,100円	250,200円	175,140円	300,240円	425,340円	31,270円	58,380円	
		1層目及び2層目の全スタンドを使用する場合	221,500円	221,500円	443,000円	310,100円	531,600円	753,100円	55,370円	103,360円	
専用で使用しない場合	一般		1人1回につき 210円 回数券 20回券 3,360円								
	生徒・児童・幼児		1人1回につき 100円 回数券 20回券 1,600円								

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改正前

イ　補助競技場

利用区分		利用料金							
		午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	時間外	
		8時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで	18時から21時まで	13時から21時まで	8時30分から21時まで	18時までは1時間につき	18時以降は1時間につき
専用で使用する場合	一般	9,900円	9,900円	19,850円	13,900円	23,850円	33,800円	2,400円	4,550円
	生徒・児童・幼児	4,900円	4,900円	9,900円	6,900円	11,900円	16,900円	1,150円	2,250円
専用で使用しない場合	一般	1人1回につき　200円　　回数券　20回券　3,300円							
	生徒・児童・幼児	1人1回につき　100円　　回数券　20回券　1,600円							

ウ　投てき練習場

利用区分		利用料金			
		午前	午後	昼間	時間外
		8時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで	1時間につき
専用で使用する場合	一般	2,050円	2,050円	4,150円	510円
	生徒・児童・幼児	1,000円	1,000円	2,050円	250円
専用で使用しない場合	一般	1人1回につき　200円　　回数券　20回券　3,300円			
	生徒・児童・幼児	1人1回につき　100円　　回数券　20回券　1,600円			

新　旧

対照表

改正後

イ　補助競技場

利用区分		利用料金							
		午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	時間外	
		8時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで	18時から21時まで	13時から21時まで	8時30分から21時まで	18時までは1時間につき	18時以降は1時間につき
専用で使用する場合	一般	10,620円	10,620円	21,240円	14,860円	25,480円	36,100円	2,650円	4,950円
	生徒・児童・幼児	5,310円	5,310円	10,620円	7,430円	12,740円	18,050円	1,320円	2,470円
専用で使用しない場合	一般	1人1回につき　210円　　回数券　20回券　3,360円							
	生徒・児童・幼児	1人1回につき　100円　　回数券　20回券　1,600円							

ウ　投てき練習場

利用区分		利用料金			
		午前	午後	昼間	時間外
		8時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで	1時間につき
専用で使用する場合	一般	2,220円	2,220円	4,440円	550円
	生徒・児童・幼児	1,110円	1,110円	2,220円	270円
専用で使用しない場合	一般	1人1回につき　210円　　回数券　20回券　3,360円			
	生徒・児童・幼児	1人1回につき　100円　　回数券　20回券　1,600円			

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

新

エ　人工芝グラウンド

利用区分	利用料金								備考
	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	時間外		
	８時30分から12時30分まで	13時から17時まで	８時30分から17時まで	18時から21時まで	13時から21時まで	８時30分から21時まで	18時までは１時間につき	18時以降は１時間につき	
一般	9,900円	9,900円	19,850円	13,900円	23,850円	33,800円	2,400円	4,550円	グラウンドの半面を使用する場合にあつては、利用料金の半額とする。
生徒・児童・幼児	4,900円	4,900円	9,900円	6,900円	11,900円	16,900円	1,150円	2,250円	

旧

改正前

対照表

改正後

エ　人工芝グラウンド

利用区分	利用料金								備考
	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	時間外		
	８時30分から12時30分まで	13時から17時まで	８時30分から17時まで	18時から21時まで	13時から21時まで	８時30分から21時まで	18時までは１時間につき	18時以降は１時間につき	
一般	10,620円	10,620円	21,240円	14,860円	25,480円	36,100円	2,650円	4,950円	グラウンドの半面を使用する場合にあつては、利用料金の半額とする。
生徒・児童・幼児	5,310円	5,310円	10,620円	7,430円	12,740円	18,050円	1,320円	2,470円	

新　　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改　　正　　前
オ　多目的運動広場

利　用　区　分	利　用　料　金				備　　考
	午　前	午　後	昼　間	時間外	
	8時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで	1時間につき	
一　　般	4,150円	4,150円	8,350円	1,000円	広場の半面を使用する場合にあつては、利用料金の半額とする。
生徒・児童・幼児	2,050円	2,050円	4,150円	510円	

対　　照　　表

改　　正　　後

オ　多目的運動広場

利　用　区　分	利　用　料　金				備　　考
	午　前	午　後	昼　間	時間外	
	8時30分から12時30分まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで	1時間につき	
一　　般	4,460円	4,460円	8,930円	1,110円	広場の半面を使用する場合にあつては、利用料金の半額とする。
生徒・児童・幼児	2,230円	2,230円	4,460円	550円	

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

新

カ　静岡アリーナ

利用区分			利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 18時から21時まで	午後・夜間 13時から21時まで	全日 8時30分から21時まで	時間外 18時までは1時間につき	時間外 18時以降は1時間につき	備考
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	72,250円	72,250円	120,400円	84,300円	156,550円	204,750円	18,000円	28,050円	1　競技場の半面を使用する場合にあつては利用料金の半額、４分の１面を使用する場合にあつては利用料金の４分の１の額とする。 2　競技会に使用する場合は、放送設備、大会運営室１室及び競技用器具の使用を含む。
		生徒・児童・幼児	36,100円	36,100円	60,150円	42,150円	78,250円	102,350円	8,950円	14,000円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料の額が1,999円以下の場合	72,250円	72,250円	120,400円	84,300円	156,550円	204,750円	18,000円	28,050円	
		入場料の額が2,000円以上2,999円以下の場合	144,500円	144,500円	240,900円	168,650円	313,150円	409,550円	36,100円	56,150円	
		入場料の額が3,000円以上3,999円以下の場合	289,100円	289,100円	481,850円	337,300円	626,400円	819,150円	72,250円	112,350円	
		入場料の額が4,000円以上の場合	578,250円	578,250円	963,750円	674,650円	1,252,900円	1,638,400円	144,500円	224,800円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	28,850円	28,850円	48,150円	33,700円	62,600円	81,850円	7,150円	11,200円	
		生徒・児童・幼児	14,400円	14,400円	24,050円	16,850円	31,300円	40,900円	3,550円	5,600円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一般	72,250円	72,250円	120,400円	84,300円	156,550円	204,750円	18,000円	28,050円	
		生徒・児童・幼児	36,100円	36,100円	60,150円	42,150円	78,250円	102,350円	8,950円	14,000円	

旧

改正前

対照表

改正後

カ　静岡アリーナ

利用区分			利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 18時から21時まで	午後・夜間 13時から21時まで	全日 8時30分から21時まで	時間外 18時までは1時間につき	時間外 18時以降は1時間につき	備考
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	77,280円	77,280円	128,800円	90,160円	167,440円	218,960円	19,320円	30,050円	1　競技場の半面を使用する場合にあつては利用料金の半額、４分の１面を使用する場合にあつては利用料金の４分の１の額とする。 2　競技会に使用する場合は、放送設備、大会運営室１室及び競技用器具の使用を含む。 3　入場料を徴収してアマチュアスポーツ以外に使用する場合の利用料金の額は、当該使用に係る入場料の徴収総額に100分の５を乗じて得た額が利用料金の欄に掲げる額を超えるときは、当該徴収総額に100分の５を乗じて得た額とする。
		生徒・児童・幼児	38,640円	38,640円	64,400円	45,080円	83,720円	109,480円	9,660円	15,020円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料の額が1,999円以下の場合	77,280円	77,280円	128,800円	90,160円	167,440円	218,960円	19,320円	30,050円	
		入場料の額が2,000円以上2,999円以下の場合	154,560円	154,560円	257,600円	180,320円	334,880円	437,920円	38,640円	60,100円	
		入場料の額が3,000円以上3,999円以下の場合	309,120円	309,120円	515,200円	360,640円	669,760円	875,840円	77,280円	120,210円	
		入場料の額が4,000円以上の場合	618,240円	618,240円	1,030,400円	721,280円	1,339,520円	1,751,680円	154,560円	240,420円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	30,910円	30,910円	51,520円	36,060円	66,970円	87,580円	7,720円	12,020円	
		生徒・児童・幼児	15,450円	15,450円	25,760円	18,030円	33,480円	43,790円	3,860円	6,010円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一般	77,280円	77,280円	128,800円	90,160円	167,440円	218,960円	19,320円	30,050円	
		生徒・児童・幼児	38,640円	38,640円	64,400円	45,080円	83,720円	109,480円	9,660円	15,020円	

新　　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改　　正　　前

キ　トレーニングルーム

利　用　区　分	利　　用　　料　　金
一　　般	１人１回につき　410円　　回数券　12回券　4,150円
生　徒　・　児　童	１人１回につき　200円　　回数券　12回券　2,050円

対　　照　　表

改　　正　　後

キ　トレーニングルーム

利　用　区　分	利　　用　　料　　金
一　　般	１人１回につき　440円　　回数券　12回券　4,400円
生　徒　・　児　童	１人１回につき　220円　　回数券　12回券　2,200円

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

新

ク　補助体育館

利用区分				利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 18時から21時まで	午後・夜間 13時から21時まで	全日 8時30分から21時まで	時間外 18時までは1時間につき	時間外 18時以降は1時間につき	備考
専用で使用する場合	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	25,100円	25,100円	41,850円	29,300円	54,400円	71,150円	6,250円	9,700円	1　競技場の半面を使用する場合にあつては、利用料金の半額とする。 2　競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
			生徒・児童・幼児	12,500円	12,500円	20,900円	14,650円	27,150円	35,550円	3,100円	4,800円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料の額が1,999円以下の場合	25,100円	25,100円	41,850円	29,300円	54,400円	71,150円	6,250円	9,700円	
			入場料の額が2,000円以上2,999円以下の場合	50,250円	50,250円	83,750円	58,650円	108,900円	142,400円	12,500円	19,500円	
			入場料の額が3,000円以上3,999円以下の場合	100,500円	100,500円	167,550円	117,300円	217,850円	284,900円	25,100円	39,050円	
			入場料の額が4,000円以上の場合	201,100円	201,100円	335,150円	234,650円	435,750円	569,850円	50,250円	78,150円	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	10,000円	10,000円	16,750円	11,700円	21,700円	28,450円	2,450円	3,850円	
			生徒・児童・幼児	4,950円	4,950円	8,350円	5,850円	10,800円	14,200円	1,200円	1,900円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一般	25,100円	25,100円	41,850円	29,300円	54,400円	71,150円	6,250円	9,700円	
			生徒・児童・幼児	12,500円	12,500円	20,900円	14,650円	27,150円	35,550円	3,100円	4,800円	
専用で使用しない場合			一般	1人1回につき　200円　回数券　20回券　3,300円								
			生徒・児童・幼児	1人1回につき　100円　回数券　20回券　1,600円								

旧

改正前

対照表

改正後

ク　補助体育館

利用区分				利用料金 午前 8時30分から12時30分まで	午後 13時から17時まで	昼間 8時30分から17時まで	夜間 18時から21時まで	午後・夜間 13時から21時まで	全日 8時30分から21時まで	時間外 18時までは1時間につき	時間外 18時以降は1時間につき	備考
専用で使用する場合	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	26,880円	26,880円	44,800円	31,360円	58,240円	76,160円	6,720円	10,450円	1　競技場の半面を使用する場合にあつては、利用料金の半額とする。 2　競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
			生徒・児童・幼児	13,440円	13,440円	22,400円	15,680円	29,120円	38,080円	3,360円	5,220円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料の額が1,999円以下の場合	26,880円	26,880円	44,800円	31,360円	58,240円	76,160円	6,720円	10,450円	
			入場料の額が2,000円以上2,999円以下の場合	53,760円	53,760円	89,600円	62,720円	116,480円	152,320円	13,440円	20,900円	
			入場料の額が3,000円以上3,999円以下の場合	107,520円	107,520円	179,200円	125,440円	232,960円	304,640円	26,880円	41,810円	
			入場料の額が4,000円以上の場合	215,040円	215,040円	358,400円	250,880円	465,920円	609,280円	53,760円	83,620円	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	10,750円	10,750円	17,920円	12,540円	23,290円	30,460円	2,680円	4,180円	
			生徒・児童・幼児	5,370円	5,370円	8,960円	6,270円	11,640円	15,230円	1,340円	2,090円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	一般	26,880円	26,880円	44,800円	31,360円	58,240円	76,160円	6,720円	10,450円	
			生徒・児童・幼児	13,440円	13,440円	22,400円	15,680円	29,120円	38,080円	3,360円	5,220円	
専用で使用しない場合			一般	1人1回につき　210円　回数券　20回券　3,360円								
			生徒・児童・幼児	1人1回につき　100円　回数券　20回券　1,600円								

新　　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改　　正　　前

ケ　附帯設備及び器具

(ｱ) 静岡スタジアム

区分		単位		利用料金
大型映像装置		1基	1時間	12,500円
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯	1時間	62,800円
		3分の2灯	1時間	41,850円
		3分の1灯	1時間	20,900円
		15分の2灯	1時間	8,350円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全灯	1時間	209,500円
		3分の2灯	1時間	139,600円
		3分の1灯	1時間	69,800円
		15分の2灯	1時間	27,900円
可動席			1回	15,650円
放送設備			1回	8,350円
報道用放送設備1		1室	1時間	120円
報道用放送設備2		1室	1時間	120円
報道用放送設備3		1室	1時間	120円
報道用放送設備4		1室	1時間	120円
報道用放送設備5		1室	1時間	120円
報道用放送設備6		1室	1時間	120円
報道用放送設備7		1室	1時間	120円
報道用放送設備8		1室	1時間	120円
控室1		1室	1時間	250円
控室2		1室	1時間	250円
控室3		1室	1時間	510円
大会運営室1A		1室	1時間	1,000円
大会運営室1B		1室	1時間	510円
大会運営室1C		1室	1時間	510円
大会運営室2A		1室	1時間	510円
大会運営室2B		1室	1時間	510円
大会運営室2C		1室	1時間	250円
大会運営室3		1室	1時間	410円
大会運営室4		1室	1時間	410円
大会運営室5		1室	1時間	1,000円
研修室1		1室	1時間	410円
研修室2		1室	1時間	250円
研修室3		1室	1時間	410円
会議室1A		1室	1時間	410円
会議室1B		1室	1時間	250円
会議室2		1室	1時間	410円
会議室3		1室	1時間	250円
会議室4		1室	1時間	200円
会議室5		1室	1時間	410円
会議室6		1室	1時間	250円
会議室7		1室	1時間	250円
選手更衣室1		1室	1時間	1,800円
選手更衣室2		1室	1時間	1,800円
選手更衣室3		1室	1時間	1,800円
選手更衣室4		1室	1時間	1,800円
更衣室1		1室	1時間	510円
更衣室2		1室	1時間	510円
更衣室3		1室	1時間	510円
更衣室4		1室	1時間	830円

対　　照　　表

改　　正　　後

ケ　附帯設備及び器具

(ｱ) 静岡スタジアム

区分		単位		利用料金
大型映像装置		1基	1時間	13,370円
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯	1時間	67,190円
		3分の2灯	1時間	44,770円
		3分の1灯	1時間	22,360円
		15分の2灯	1時間	8,930円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全灯	1時間	224,160円
		3分の2灯	1時間	149,370円
		3分の1灯	1時間	74,680円
		15分の2灯	1時間	29,850円
可動席			1回	16,740円
放送設備			1回	8,930円
報道用放送設備1		1室	1時間	120円
報道用放送設備2		1室	1時間	120円
報道用放送設備3		1室	1時間	120円
報道用放送設備4		1室	1時間	120円
報道用放送設備5		1室	1時間	120円
報道用放送設備6		1室	1時間	120円
報道用放送設備7		1室	1時間	120円
報道用放送設備8		1室	1時間	120円
控室1		1室	1時間	260円
控室2		1室	1時間	260円
控室3		1室	1時間	540円
大会運営室1A		1室	1時間	1,070円
大会運営室1B		1室	1時間	540円
大会運営室1C		1室	1時間	540円
大会運営室2A		1室	1時間	540円
大会運営室2B		1室	1時間	540円
大会運営室2C		1室	1時間	260円
大会運営室3		1室	1時間	430円
大会運営室4		1室	1時間	430円
大会運営室5		1室	1時間	1,070円
研修室1		1室	1時間	430円
研修室2		1室	1時間	260円
研修室3		1室	1時間	430円
会議室1A		1室	1時間	430円
会議室1B		1室	1時間	260円
会議室2		1室	1時間	430円
会議室3		1室	1時間	260円
会議室4		1室	1時間	210円
会議室5		1室	1時間	430円
会議室6		1室	1時間	260円
会議室7		1室	1時間	260円
選手更衣室1		1室	1時間	1,920円
選手更衣室2		1室	1時間	1,920円
選手更衣室3		1室	1時間	1,920円
選手更衣室4		1室	1時間	1,920円
更衣室1		1室	1時間	540円
更衣室2		1室	1時間	540円
更衣室3		1室	1時間	540円
更衣室4		1室	1時間	880円

新　　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改　　正　　前			
予　備　室　1	1室	1時間	360円
予　備　室　2	1室	1時間	360円
予　備　室　3	1室	1時間	360円
予　備　室　4	1室	1時間	360円
予　備　室　5	1室	1時間	360円
予　備　室　6	1室	1時間	200円
予　備　室　7	1室	1時間	120円
予　備　室　8	1室	1時間	360円
予　備　室　9	1室	1時間	200円
インフォメーション	1室	1時間	300円
チケットブース1	1室	1時間	300円
チケットブース2	1室	1時間	300円
レセプションルームA	1室	1時間	5,650円
レセプションルームA’	1室	1時間	2,250円
レセプションルームB	1室	1時間	1,400円
特別観覧室A	1室	1時間	1,950円
特別観覧室B	1室	1時間	1,950円
特別観覧室C	1室	1時間	730円
特別観覧室D	1室	1時間	1,950円

対　照　表

改正後			
予備室1	1室	1時間	380円
予備室2	1室	1時間	380円
予備室3	1室	1時間	380円
予備室4	1室	1時間	380円
予備室5	1室	1時間	380円
予備室6	1室	1時間	210円
予備室7	1室	1時間	120円
予備室8	1室	1時間	380円
予備室9	1室	1時間	210円
インフォメーション	1室	1時間	320円
チケットブース1	1室	1時間	320円
チケットブース2	1室	1時間	320円
レセプションルームA	1室	1時間	6,040円
レセプションルームA’	1室	1時間	2,400円
レセプションルームB	1室	1時間	1,490円
特別観覧室A	1室	1時間	2,080円
特別観覧室B	1室	1時間	2,080円
特別観覧室C	1室	1時間	780円
特別観覧室D	1室	1時間	2,080円

新　　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改　　正　　前

(ｲ) 補助競技場

区　　分	単　　位	利用料金
照　明　設　備	1時間	9,400円

(ｳ) 人工芝グラウンド

区　　分	単　　位	利用料金	備　　考
照　明　設　備	１時間	6,250円	グラウンドの半面分の照明設備を使用する場合にあつては、利用料金の半額とする。

対　　照　　表

改　　正　　後

(ｲ) 補助競技場

区　　分	単　　位	利用料金
照　明　設　備	1時間	10,050円

(ｳ) 人工芝グラウンド

区　　分	単　　位	利用料金	備　　考
照　明　設　備	1時間	6,680円	グラウンドの半面分の照明設備を使用する場合にあつては、利用料金の半額とする。

新　　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改　　正　　前

(ｴ) 静岡アリーナ

区分		単位		利用料金
大型映像装置			1時間	9,400円
電光表示盤		1基	1時間	360円
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯	1時間	1,500円
		４分の１面３分の２灯	1時間	250円
		４分の１面３分の１灯	1時間	120円
		４分の１面15分の２灯	1時間	50円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全灯	1時間	15,650円
		４分の１面３分の２灯	1時間	2,550円
		４分の１面３分の１灯	1時間	1,250円
		４分の１面15分の２灯	1時間	510円
冷暖房設備			1時間	20,900円
可動席		720席	１回	30,100円
移動席		480席	１回	20,050円
放送設備			1回	8,350円
控室		1室	1時間	120円
大会運営室１		1室	1時間	730円
大会運営室２		1室	1時間	360円
大会運営室３		1室	1時間	360円
多目的室Ａ		1室	1時間	620円
多目的室Ｂ		1室	1時間	620円
研修室		1室	1時間	620円
会議室		1室	1時間	200円
予備室１		1室	1時間	120円
予備室２		1室	1時間	120円
チケット売場		1室	1時間	300円

(ｵ) 補助体育館

区分		単位		利用料金
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯	１時間	510円
		２分の１灯	１時間	250円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全灯	１時間	5,150円
		２分の１灯	１時間	2,550円
冷暖房設備			１時間	6,750円
放送設備			１回	4,150円

(ｶ) その他

区分	単位	利用料金
その他の設備及び器具	知事が定める計算単位	6,850円以内で知事が別に定める額

対　照　表

改　正　後

(ｴ) 静岡アリーナ

区分		単位	利用料金
大型映像装置		1時間	10,050円
電光表示盤		1基　1時間	380円
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯　1時間	1,600円
		４分の１面３分の２灯　1時間	260円
		４分の１面３分の１灯　1時間	120円
		４分の１面15分の２灯　1時間	50円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全灯　1時間	16,740円
		４分の１面３分の２灯　1時間	2,720円
		４分の１面３分の１灯　1時間	1,330円
		４分の１面15分の２灯　1時間	540円
冷暖房設備		1時間	22,360円
可動席		720席　１回	32,200円
移動席		480席　１回	21,450円
放送設備		1回	8,930円
控室		1室　1時間	120円
大会運営室１		1室　1時間	780円
大会運営室２		1室　1時間	380円
大会運営室３		1室　1時間	380円
多目的室Ａ		1室　1時間	660円
多目的室Ｂ		1室　1時間	660円
研修室		1室　1時間	660円
会議室		1室　1時間	210円
予備室１		1室　1時間	120円
予備室２		1室　1時間	120円
チケット売場		1室　1時間	320円

(ｵ) 補助体育館

区分		単位	利用料金
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯　１時間	540円
		２分の１灯　１時間	260円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全灯　１時間	5,510円
		２分の１灯　１時間	2,720円
冷暖房設備		１時間	7,220円
放送設備		１回	4,440円

(ｶ) その他

区分	単位	利用料金
その他の設備及び器具	知事が定める計算単位	6,850円以内で知事が別に定める額

新　　旧

条例名　静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）

改　　正　　前

（６）吉田公園

利　用　区　分	利　用　料　金		
	午　前	午　後	昼　間
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで
ヒーリングコア研修室	930円	1,200円	2,150円

（注）

１　この表において「団体」とは、責任者が引率する30人以上の集まりをいう。

２　この表において「一般」とは、満15歳以上の者であつて生徒以外の者をいう。

３　この表において「生徒」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する中学校及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者をいう。

４　この表において「児童」とは、学校教育法第１条に規定する小学校の在学者及びこれに準ずる者をいう。

５　この表において「幼児」とは、学校教育法第１条に規定する幼稚園の在園者及びこれに準ずる者をいう。

６　この表において「高校生」とは、学校教育法第１条に規定する高等学校の在学者及びこれに準ずる者をいう。

７　この表において「中学生」とは、学校教育法第１条に規定する中学校の在学者及びこれに準ずる者をいう。

対　　照　　表

改　　正　　後

（6）吉田公園

利　用　区　分	利　用　料　金		
	午　前	午　後	昼　間
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで
ヒーリングコア研修室	980円	1,310円	2,300円

（注）

1　この表において「団体」とは、責任者が引率する30人以上の集まりをいう。

2　この表において「一般」とは、満15歳以上の者であつて生徒以外の者をいう。

3　この表において「生徒」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する中学校及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者をいう。

4　この表において「児童」とは、学校教育法第１条に規定する小学校の在学者及びこれに準ずる者をいう。

5　この表において「幼児」とは、学校教育法第１条に規定する幼稚園の在園者及びこれに準ずる者をいう。

6　この表において「高校生」とは、学校教育法第１条に規定する高等学校の在学者及びこれに準ずる者をいう。

7　この表において「中学生」とは、学校教育法第１条に規定する中学校の在学者及びこれに準ずる者をいう。